

## 住木・梅澤記念賞に関する規程

公益財団法人日本感染症医薬品協会（以下「本会」という）の定款第4条第1項、第3項及び第9項に基づいて研究助成等を行うために設ける住木・梅澤記念賞に関し、次の通り定める。

（住木・梅澤記念賞の目的等）

- 第1条 住木・梅澤記念賞（以下「本賞」という）は、抗生物質を始めとする生物活性物質に関連する優れた研究をなし、将来の発展を期待しうる研究者又は研究グループに授与する。
- 2 授賞対象の業績は、本会の研究会又は機関誌における発表を含むものとし、他の学会賞等の授賞対象となったものを除く。
  - 3 授賞対象は、毎年度2件以内を選考するが、多数の推薦を受けた場合であっても、該当する者がいない年度は、授賞を行わない。

（候補者の募集）

- 第2条 本賞受賞候補者は、本会役員、評議員その他の関係委員及び関連の各教育・研究機関から、幅広く推薦を受けるものとする。
- 2 推薦は、各年度、原則として6月末日までに受ける。

（応募）

- 第3条 本賞の応募は、推薦状、候補者の履歴書、研究業績の一覧表、今後の研究の展望及び別に定める書類を提出することによるものとする。

（選考委員会）

- 第4条 本賞受賞者の選考は、授賞選考委員会において行う。
- 2 授賞選考委員会の委員は、7名以内とし、本会役員、評議員、学術委員、本会機関誌の編集委員、本賞歴代受賞者の中から、理事会の承認を経て理事長が委嘱する。
  - 3 委員の任期は3年とし、再任は2期を限度とする。改選は、原則として半数とし、残り半数を再任とする。
  - 4 補欠により選任された委員の任期は前任者の残任期間とする。

（選考方法）

- 第5条 委員の互選により、委員長を選出し、委員長の議事進行のもとに各委員による厳正な選考を行うものとする。
- 2 委員が候補者と共同研究を実施している等、極めて近い関係がある場合には、当該委員は当該候補者の選考に関する決定に加わらないものとする。
  - 3 授賞選考委員会において必要のあるときは、委員長は専門委員若干名を招聘し、意見を求めることができる。
  - 4 授賞は、各年度、原則として8月末までに決定し、理事会に報告する。

（授賞式及び講演会）

- 第6条 受賞者には、賞状、賞牌及び副賞を贈る。
- 2 本賞の授賞及び受賞講演会は、本会が主催する集会において行うとともに、受賞対象研究業績を本会機関誌に投稿するものとする。

（基金の設置、財源及び取り崩し）

第7条 本会に住木・梅澤記念賞基金預金（以下「本基金」という）を設ける。

第8条 授賞に要する費用は、本基金をもってあてる。

- 2 本基金は、第1条の目的以外に取り崩すことができない。本会が解散する場合、同じ目的の社団・財団に第1条の目的を行使する条件付きで本基金を譲与するものとする。

（副賞に係る経理方法）

第9条 受賞者は、副賞に関する経理を所属機関による機関経理とする。

（制定改廃）

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議により決定する。

（施行期日）

第11条 本規程は、平成21年12月11日より施行する。

1987年(昭和62年)5月27日制定(住木・梅澤記念賞の授賞及び選考に関する規程)

1998年(平成10年)9月22日改定

2001年(平成13年)5月18日改定

2004年(平成16年)12月1日改定

2006年(平成18年)4月1日改定

2007年(平成19年)3月22日改定

2009年(平成21年)12月11日施行(住木・梅澤記念賞基金預金に関する規程)

2011年(平成23年)11月1日読替

2013年(平成25年)3月5日改定

2025年7月1日改定(住木・梅澤記念賞に関する規程：記載整備)